

## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

### 1 件名

平成 30 年度横浜トリエンナーレ第 7 回展開催に係る市民協働企画運営業務委託

### 2 業務の内容

別紙 3 「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は、約 800 万円（税込）です。

### 3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、(1)又は(2)のいずれかの条件を満たし、かつ、(3)の制限に当てはまらないこととします。

(1) 単体の企業の場合は、次の条件を全て満たすこととします。

ア 平成 30 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されている者。ただし、左記登載者以外の者であっても、参加意向申出書の提出期限（平成 30 年 1 月 22 日（月））までに次に定める書類①～⑤を提出し、かつ横浜市入札参加資格申請を遅滞なく行うことを条件に、本プロポーザルへの参加を認めることとする。

① 現在事項証明書又は履歴事項証明書

…提出日から 3 か月以内に法務局で発行した全部事項証明書（写しでも可）

② 納税証明書（「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）

…提出日から 3 か月以内に納税地を所管する税務署で発行した「その 3 の 3」（正本を提出）

③ 雇用保険の加入を確認できる書類

…労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書の写し（申請日から直近の 1 回分）等

④ 健康保険及び厚生年金保険の加入を確認できる書類

…年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し及び厚生年金保険料の領収書の写し（申請日から直近の 1 回分）

⑤ 財務諸表の写し（直近 2 年分）

イ 履行期間満了まで、業務を履行できること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。

オ 銀行取引停止処分を受けていない者

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜トリエンナーレ組織委員会が認めた者を

除く。)でないこと。

キ 参加意向申出書提出期限（平成30年1月22日（月））から、受託者の特定の日までの期間中に「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」（平成16年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていない者

ケ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

コ 過去または予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属していない者

サ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者

(2) 共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、当該委託契約を種目又は細目別に分担した2以上のものが構成員となって結成した共同体）である場合、次の条件を全て満たすこととします。

ア 必ず幹事者を定め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した「参加意向申出書」（様式1-2）を提出してください。その際、幹事者の印は契約時に使用するものと同じとしてください。

イ 複数の共同提案に応募することはできません。また、共同提案を行う者が単独で提案を行うことはできません。

ウ すべての共同提案者は、前項ア～サに該当することが必要です。

エ 参加意向申出書を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、参加申し込み期限までに、変更後の「参加意向申出書」（様式1-2）を提出してください。

(3) 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は応募及び共同提案者として参加することはできません。また、応募者は次の各項目に該当する者から支援を受けることはできません。

ア 評価委員会の委員の三親等以内の親族

イ 評価委員会の委員の三親等以内の親族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属している者

#### 4 参加に係る手続き

プロポーザルにかかる手続きの全体スケジュールは資料4「公募型プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

(1) 提出期限

平成30年1月22日（月）17時必着

(2) 提出先

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階  
横浜市文化観光局文化プログラム推進課内  
横浜トリエンナーレ組織委員会 担当：田村・堤  
電話：045-671-2278

(3) 提出方法

## 郵送または持参

(注意)

- ・原則として提出期限を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。
- ・郵送の場合は書留郵便とし、発送後に電話により到着確認を行ってください。
- ・持参の場合は、平日の9時～12時と13時～17時の間に、文化プログラム推進課まで提出してください。

### (4) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1-1) 1部(共同提案の場合は、様式1-2)

イ 誓約書(様式1-3) 1部(共同提案の場合は、参加する各社1部ずつ)

ウ 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82円切手を貼付してください。

※本要領3(1)アにおいて書類の提出が必要な者は、書類①～⑤(各1部)も併せて提出すること。

### (5) 参加資格確認結果の通知

ア 応募者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず「参加資格確認結果通知書」を郵便にてお送りいたします。なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」を送付いたします。

イ 提案資格が確認されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が確認されなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は横浜トリエンナーレ組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の17時までに横浜トリエンナーレ組織委員会(横浜市文化観光局文化プログラム進課内)まで提出してください。

ウ 前項により説明を求められたときは、横浜トリエンナーレ組織委員会が書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対して、書面により回答いたします。

## 5 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書(様式2)の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に電子メールで通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

### (1) 提出期限

平成30年1月24日(水)から2月2日(金)17時まで(必着)

### (2) 提出先

横浜トリエンナーレ組織委員会(横浜市文化観光局文化プログラム推進課内)

担当: 田村、堤

メールアドレス: bk-tri@city.yokohama.jp 電話: 045-671-2278

### (3) 提出方法

## 電子メール

送信形式はテキスト形式とし、質問書は添付ファイルとして Microsoft Word またはテキストファイルとして下さい。また必ず電話による着信確認を行ってください。

### (4) 回答日及び回答方法

平成 30 年 2 月 5 日（月）までに電子メールで回答します。なお、質問が 1 件もない場合は送付しません。

## 6 提案書の内容

### (1) 提案書は、次の項目を所定の様式に記載して下さい。

- ア 提案事業者の概要（様式 3-1）
- イ 提案事業者の同種・類似業務実績（様式 3-2）
- ウ 3か年の実施内容及び手法（様式 3-3）
- エ 3か年の実施体制及び従事者の業務実績（様式 3-4）
- オ 3か年の実施スケジュール（様式 3-5）
- カ 3か年の予算計画（参考見積及び内訳）（様式 3-6）
- キ その他提案（様式 3-7）

※ただしイ～キは別書式での提出も可とします。

### (2) 作成にあたっては、以下の点に注意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述して下さい。
- イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト・写真等の使用は可能です。ただし、社名やロゴマーク等、提案者が特定される図柄は使用しないでください。
- ウ 具体的な提案内容は別様式も可としますが、A4 サイズで作成してください。

## 7 評価基準

資料 5 「提案書評価基準」のとおり

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

#### ア 提出部数

10 部（正 9 部、複写用 1 部）

#### イ 提出先

〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 6 階  
横浜市文化観光局文化プログラム推進課内  
横浜トリエンナーレ組織委員会 担当：田村・堤

#### ウ 提出期限

平成 30 年 2 月 13 日（火）17 時必着

#### エ 提出方法

郵送または持参

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。)

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

平成 30 年 2 月 23 日（金）

(2) 実施場所

横浜トリエンナーレ組織委員会の指定する場所

(3) 出席者

本業務を受託した場合に実際に担当する予定である者を含む3名以下としてください。

(4) 機材等

ノートパソコンの持ち込み可。スクリーンの用意があります。

※原則は紙資料での説明を基本としてください。

(5) その他

時間・場所等詳細については別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	横浜トリエンナーレ組織委員会 契約業者選定委員会	平成 30 年度横浜トリエンナーレ第 7 回展開催に係る市民協働企画運營業 務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選 定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関するこ と
委 員	・横浜トリエンナーレ組織委員会開催 本部長 ・横浜市文化観光局総務部長 ・横浜市文化観光局文化プログラム推 進課長 ・横浜市文化観光局創造都市推進課長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財	・横浜市文化観光局文化プログラム推 進課長 ・横浜市文化観光局創造都市推進課長 ・横浜市文化観光局文化プログラム推 進課トリエンナーレ担当課長 ・横浜トリエンナーレ組織委員会事務 局コミュニケーション・オフィサー

	団事務局長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財 団経営企画室長 ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財 団横浜市民ギャラリー主席エデュケ ーター	・横浜トリエンナーレ組織委員会事務 局プロジェクト・マネージャー ・公益財団法人横浜市芸術文化振興財 団横浜美術館教育普及グループ長
--	---	---

#### 11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 平成 30 年 3 月上旬までに行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、組織委員会の非営業日を除く 5 日後の午後 5 時まで提出先まで提出しなければなりません。組織委員会は上記の書面を受領した日の翌日起算で、組織委員会非営業日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

#### 12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとし
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために組織委員会において作成された資料は、組織委員会の了解なく公表、使用することはできません。

#### 13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、組織委員会の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、組織委員会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

#### 14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があったもの
- (7) ヒアリングに出席しなかったもの

#### 15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要する。